

出典：裁判所ホームページ (<https://www.courts.go.jp>) の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 49(オ)528	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	境界確定等請求	原審事件番号	昭和 47(ネ)284
裁判年月日	昭和 50 年 4 月 22 日	原審裁判年月日	昭和 49 年 2 月 27 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	その他		
判例集等	民集 第 29 卷 4 号 433 頁		

判示事項	土地所有権の時効取得の要件としての無過失を認めるに足りないとされた事例
裁判要旨	賃借地の一部に属するものと信じて賃貸人以外の第三者所有の隣地を占有していた者が、国に物納された右賃借地の払下を受け、以後所有の意思をもって右第三者の所有地を占有するに至つたというだけでは、これを自己の所有と信ずるにつき過失がなかつたとすることはできない。

全 文	
主 文	<p>原判決中、原判決添付図面表示の 104105ハ42104 の各点を順次直線で結んだ範囲内の土地が被原告人の所有であることを確認した部分を破棄し、右破棄部分につき本件を東京高等裁判所に差し戻す。</p> <p>原告人のその余の部分に関する上告を棄却する。</p> <p>前項に関する上告費用は、原告人の負担とする。</p>
理 由	<p>原告代理人萬谷亀吉、同山下義則、同伊藤芳生の上告理由第四点について。</p> <p>所論の点に関する原審の判断は、その確定した事実関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、原審の認定にそわない事実関係に基づき原判決を非難するものであつて、採用することができない。</p> <p>同第一点ないし第三点について。</p> <p>原審が確定したところによれば、原告人所有の東京都文京区 a b 丁目) c 番 d 境内地一七八八平方メートルと被告原告人所有の同所 b 丁目 c 番 e 宅地五七・九八平方メートルとの境界は原判示のとおりであつて、主文第一項記載の土地（以下「本件係争部分」という。）は、原告人所有地の地域内にあり、原告人の所有に属するものであつたが、被告原告人は、昭和二〇年九月頃訴外 D から当時同人所有であつた本件 c 番 e の土地ほか一筆の土地を賃借し、本件係争部分を右賃借地の一部として占有してきたところ、右 c 番 e の土地ほか一筆の土地は D から国に物納され、被告原告人は昭和二六年五月七日国から右二筆の土地の払下を受けその所有権を取得したので、爾後本件係争部分を右払下を受けた土地の一部であると信じて、所有の意思をもって善意で平穩かつ公然に占有してきたというのである。原審は、右事実関係のもとにおいて、右占有のはじめに被告原告人に過失はなかつたとして、被告原告人は右昭和二六年五月七日から一〇年の経過とともに本件係争部分の所有権を時効により取得したものであると判断した。しかしながら、被告原告人が前示のような経緯で国から本件 c 番 e の土地ほか一筆の土地の払下を受けその所有権を取得するとともに本件係争部分を右払下を受けた土地の一部であると信じたとしても、右払下を受けるにあつてその払下土地の境界を隣接地所有者や公図</p>

等について確認する等の調査をしないでそう信じたとすれば過失がなかつたとはいえないから、原審が被上告人においてそのような調査した等具体的事実を確定することなく被上告人の右占有の開始につき過失はなかつたとし、被上告人が本件係争部分の所有権を時効により取得したと判断したことは、審理不尽、理由不備の違法があるものというべきである。したがって、その余の点について判断するまでもなく、論旨は理由がある。

それゆえ、原判決中、本件係争部分が被上告人の所有であることを確認した部分は破棄を免れず、右破棄部分につきさらに審理を尽させるため本件を原審に差し戻すこととし、その余の部分に関する上告は理由がないから、これを棄却することとする。

よつて、民訴法四〇七条一項、三九六条、三八四条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 坂本吉勝 裁判官 関根小郷 裁判官 天野武一 裁判官 江里口清雄
裁判官 高辻正己)

※参考：金融法務事情 760 号 26 頁